堺市×PRTIMES　特別プログラム　申請書兼同意書

　　年　　月　　日

堺　市　長　　殿

　　　申請人

所在地

事業者名

　　代表者職氏名

　　次のとおり、「堺市×PRTIMES 特別プログラム」を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

また、別記対象者の要件を確認し、要件を満たさない場合は特別プログラムが受けられないことについても同意します。

記

１．利用目的（配信予定記事の内容）

２．利用開始希望日

３．提出書類

（法人）

納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書

（個人）

直近の年度に係る市民税の納税証明書

４．担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名 |  |
| e-mail |  |
| 電　話 |  |

対象者

以下の（1）～（4）の条件をすべて満たす者

（1）法人または法人格を有する企業・団体、もしくはPR TIMESの基準を満たす個人事業主

（2）直近1年間で、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」のご利用実績がないこと（代理店経由での利用を除く）

（3）堺市×PR TIMESプログラム専用の所定フォームを通じてお申し込みいただくこと

（4）堺市が別で定める基準（※）を満たす企業・団体、個人事業主

（※）堺市が別で定める基準

申請者が次のいずれの要件にも該当しないこと

●堺市内に本社、事業所、または研究拠点、製造拠点等のいずれも有しない企業・団体（個人にあっては、堺市に住所を有しない、また堺市産業振興センター、さかい新事業創造センター、堺商工会議所、堺市の支援を受けたことがない）

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する許可を要する風俗営業

●日本標準産業分類「N 生活関連産業、娯楽業」のうち娯楽業

●日本標準産業分類「Q 複合サービス業」のうち郵便局

●日本標準産業分類「R サービス業（ 他に分類されないもの）」のうち政治・経済・文化団体、宗教、外国公務

●日本標準産業分類「S 公務」に該当する業種

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（ 平成3 年法律第7 7 号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（ 以下単に「暴力団密接関係者」という。）

●法人の場合にあっては、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者

●その他承認しないことが適当であると所管部長が認めるとき